

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和6年4月4日
- 2 所属の種別
小学校
- 3 年齢
53歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該職員は、勤務する小学校の職員室内において同僚の女性職員と二人きりの状況になった際、当該同僚職員の身体に抱きつき、当該同僚職員が拒否したにもかかわらず、更に二度抱きついた。
これらのことにより、当該同僚職員に精神的苦痛を与えた。
- 7 処分内容
懲戒処分として「停職9月」
- 8 処分年月日
令和6年7月11日

職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日
令和元年7月頃から令和5年6月まで

2 所属の種別
高等学校

3 年齢
41歳

4 管理職、一般職の別
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該職員は、自身が顧問を務める運動部のチームウェアの購入費用を保護者から徴収する際、販売価格に一定程度上乘せした金額を徴収したほか、当該徴収金や当該部活動OB会からの激励金などを個人で現金により管理した。

また、当該現金による支出を行った際、領収書等を保管せず、その結果、使途が証明できない支出を189,692円分発生させた。

加えて、生徒会費において、顧問を務める運動部に割り当てられた予算の一部を業者に先払いし、架空の領収書を発行させ、後日、その金額に見合った別の品を納品させるなどした。

7 処分内容
懲戒処分として「減給6月」

8 処分年月日
令和6年7月11日

職員の処分について（その3）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和6年4月22日
- 2 所属の種別
特別支援学校
- 3 年齢
52歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

- 6 事件・事故の概要

宮城県立支援学校岩沼高等学園 教諭 関口 秀一^{せきぐち しゅういち}は、令和6年4月22日早朝に飲酒し、同日午前8時10分頃、自家用車を運転して自宅から通院先の病院に向かう途中、立ち寄ったコンビニエンスストアにおいて警察官から呼気検査を受け、基準値以上のアルコールが検出され、同年5月22日付けで酒気帯び運転により運転免許取消処分となった。

- 7 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日
令和6年7月11日
- 9 管理監督責任
管理職1人 文書厳重注意